

そこが知りたい！

太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 平成 22 年 3 月決算法人が注意したい法人税申告上の留意点
 —平成 21、22 国際課税関係税制の改正を踏まえて—

外国子会社配当益金不算入制度等の国際課税制度に関する規定は、申告書に必要な書類が添付され（書類添付要件）、必要な書類が保存されていること（書類保存要件）を条件に適用が認められる場合が多いため、書類添付要件および書類保存要件を満たしていることを確認することが重要です。以下の表は、これらの要件をまとめたものです。

国際課税制度	書類添付要件	書類保存要件
外国子会社配当益金不算入制度 (法人税法 23 条の 2 第 2 項)	別表 8 (2)	当該規定の適用を受けることのできる外国子会社に該当することを証明する書類・具体的には資本金の払い込みを証する書類等 配当を行った事業年度の外国子会社の財務諸表 配当の際外国源泉税を課された場合、それを証する申告書の写しや納付書等 (施行規則 8 条の 5)
特定外国子会社配当益金不算入の特例 (措置法 66 条の 8 第 7 項)		
外国子会社配当益金不算入制度の適用のない特定外国子会社配当	合算課税を受けた事業年度の確定申告書に別表 17 (3) が添付されていたことかつ特例適用事業年度に別表 17 (3 の 2) が添付されていること、	
外国子会社配当益金不算入制度のある特定外国子会社配当	合算課税を受けた事業年度の確定申告書に別表 17 (3) が添付されていたことかつ特例適用事業年度に別表 17 (3 の 2) および別表 8 (2) が添付されていること	外国子会社配当益金不算入制度における上記書類保存義務の適用あり
タックスヘイブン対策税制適用除外規定 (措置法第 66 条の 6 第 6 項)	旧措置法 66 の 6 が適用される場合 別表 17 (2) ・別表 17 (2) 付表 改正措置法 66 の 6 が適用される場合 別表 17 (3) ・別表 17 (3) 付表	適用があることを明らかにする書類その他の資料 (措置法第 66 条の 6 第 6 項) 別表記載に要した関連書類 特定外国子会社等に係る財務諸表、科目内訳書、申告書の写し、株主情報 (法人税基本通達 66 の 6-19)

外国税額控除 (法人税法 69 条第 10 項 11 項)	別表 6 (2)、別表 6 (2 の 2)、 別表 6 (3)、別表 6 (4)、別表 6 (4 の 2) (施行規則 29 条の 3 第 1 項)	税が課されたことを証する申告 書の写し又は代わるべき税に係 る書類および税が納付されてい る場合には納付を証する書類 (施行規則 29 条の 3 第 2 項) 申告書の写し、 現地の税務署が 発行する納税証明等、賦課決定通 知書、納税告知書、源泉徴収票そ の他これらに準ずる書類又は写 し (法人税基本通達 16-3-39)
特定外国子会社等の課税対象金額 にかかる外国法人税額の控除 (措置法第 66 条の 7 第 1 項、法 人税法 69 条第 10 項)	別表 17 (2-2) および法人税法 69 条の外国税額控除適用上、添付が 要求される上記書類	外国税額控除適用における上記書 類保存義務の適用あり

お見逃しなく!

平成 21 年 4 月 1 日以後、発行済株式等の 25%以上を 6 カ月以上所有している海外子会社から受ける配当の 95%は益金不算入となりました (法人税法 23 条の 2)。ところが、特定外国子会社等からの平成 21 年 3 月 31 日以前に開始した事業年度に係る配当に関しては、外国子会社配当益金不算入制度の適用を受けることができません。したがって、配当の基準日を、配当決議、定款、現地会社法令等により確認する必要があります (平成 21 年改正法附則第 44 条の 5)。

仮に、海外子会社配当益金不算入の適用を受けられない場合には、平成 21 年改正前の間接外国税額控除の適用が認められます。